

吉川市放射性物質 除染実施計画

(第5版)

※この計画は「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づき策定された「除染実施計画」です。

平成25年 3月
埼玉県吉川市

・・・・・・・・ は じ め に ・・・・・・・・

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い発生した放射性物質の飛散は関東まで及び、特に千葉県の東葛地区、そして吉川市を含む埼玉県の一部地域では、その影響により、周辺市町村に比べ空間線量が高い値を示すこととなっています。

その結果、小さな子どもを持つ保護者等から不安の声が市に寄せられたため、市として「吉川市における空気中の放射線量に関する当面の考え方」（平成 23 年 7 月 8 日市長決裁。以下「当面の考え方」という。）を示し、国等から統一的な基準が示されるまでの間の対応を図ってまいりました。

それと併せ、月 1 回、市内学校施設や保育所、公園など 27 箇所における放射線量の測定を行い、当面の考え方に基づき、比較的空間線量の高い箇所では、活動の制限を促すなどの対応を実施してまいりました。

その後、国の「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 110 号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）に対応することを見越し、11 月には市独自に「吉川市放射性物質除染計画（第 1 期計画 平成 23 年 11 月～平成 24 年 3 月）第 1 版」を策定し、子どもたちに影響のある個所から順次除染を実施してまいりました。

そして 12 月 28 日に国の「汚染状況重点調査地域」に指定されたため、今回、今後策定する予定であった平成 24 年 4 月以降の第二期計画を兼ねるものとして、改めて「放射性物質汚染対処特措法」に基づく計画を策定し、除染にかかる費用について、国に支援を求めていくものです。

なお、この計画は新たな除染箇所の位置付けを行うため、平成 24 年 7 月に第 3 版に改定を行い、さらに第 4 版として埼玉県の除染区域を明記し同 12 月に、第 5 版として除染内容を追加し平成 25 年 3 月に改定したものです。

期間は平成 25 年 3 月 31 日までとしますが、計画期間中にも計画外の区域で除染の対応が必要となった際には、本計画を随時改定し、除染等の措置を行ってまいります。

目 次

1	除染等の措置等の実施に関する方針	1
2	除染実施計画の対象となる区域	1
3	除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域	4
4	除染の措置等の実施者が除染等の措置を実施する区域内の土地の 利用上の区分等に応じて講ずべき土壤等の除染等の措置	4
5	土壤等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期	5
6	除去土壤及び除染に伴い発生した廃棄物の収集、運搬、 保管及び処分に関する事項	5
7	その他の事項	6

1. 除染等の措置等の実施に関する方針

(1) 基本的な考え方

- ・本除染計画は、子どもたちの安全で安心な生活環境を守る事を目的とし、実施に当たっては、子どもたちの生活空間を中心に除染作業を行ってまいります。

(2) 軽減を図るための目標

- ・推定される年間追加被ばく量(1年間に受ける被ばく線量で、自然被ばく線量及び医療被ばくを除いたもの)を、年間で1ミリシーベルト以下にすることを目指します。

(3) 除染を行う目安

- ・放射性物質汚染対処特措法に基づき、地表面から1メートル(子供の生活環境では地表面50センチメートル)の空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト未満を目指し除染を行ってまいります。

(4) 市独自の取り組み

- ・市独自の基準として、地表面から50センチメートルの空間放射線量が毎時0.19マイクロシーベルトを超える施設等は、法に基づく除染の有無に関わらず、除染の対象とします。

2. 除染実施計画の対象となる区域

文部科学省が測定した「航空機モニタリング」(平成23年9月28日換算値)の測定結果及び「学校等の除染に向けての放射線量の測定実施要領」(平成23年10月14日市長決裁)により市が実施した空間線量の詳細測定の結果(平成23年10月17日～11月4日実施。地上高さ50センチメートルで測定)に基づき、区域内の平均空間線量が毎時0.23マイクロシーベルト以上である区域を放射性物質汚染対処特措法における除染実施区域とし、市独自基準による地域と併せて、以下を本計画の対象区域とします。

	設定の根拠	対象区域	備考
ア 街区指定 (※1)	平成23年9月29日「航空機モニタリング」(文部科学省)の測定結果にて、「地表面から1mの高さで0.23 μ Sv/hr」以上と示された区域及び市の測定の結果、学校、公園、通学路等で平均空間線量(5点平均)が0.23 μ Sv/hr以上の区域(図1の網掛け部分)	①大字三輪野江 ②大字加藤	※地域内に含まれる主だった除染箇所 ・三輪野江小学校 ・上中児童広場 ・加藤児童広場 ・常磐道法面 ・常磐道下側道 ・通学路 ※地域内すべてを直ちに除染するのではなく、上記に個別に記した除染箇所の他は今後の更なる詳細測定の結果と自然減衰も考慮し、除染を行うかどうかの判断をします。 ※今後の測定により、改めて区域設定を行う場合もあります。

	指定の根拠	対象区域	空間線量率の 範囲 ($\mu\text{Sv/hr}$)	平均空間線量率 ($\mu\text{Sv/hr}$)
イ 施設 指定 (※1)	市の測定の結果、学校、保育所、公園等で平均空間線量(5点平均)が $0.23\mu\text{Sv/hr}$ 以上の施設(図1()番号)	(1)美南中央公園	0.22~0.25	0.23
		(2)北谷小学校	0.23~0.28	0.26
		(3)コピーブリスクールよしかわ	0.21~0.25	0.25
		(4)青葉保育園	0.20~0.50	0.31
		(5)中央中学校	0.19~0.28	0.24
		(6)吉川運動公園	0.20~0.26	0.23
		(7)中島児童広場	0.20~0.31	0.25
		(8)兵庫児童広場	0.21~0.25	0.23
		(9)三輪野江小学校通学路(越谷ゴルフ場付近)	0.16~0.55	0.29
		(10)北谷小学校通学路(変電所付近)	0.19~0.36	0.28
ウ 施設 指定 (※2)	市の測定の結果、上記イ以外の学校、保育所、公園等で市の独自基準(一部でも $0.19\mu\text{Sv/hr}$)を超えた箇所がある施設	栄小学校	0.11~0.60	局所的に空間線量が高い箇所あり
		南中学校	0.09~0.29	
		関小学校	0.11~0.23	
		中曽根小学校	0.12~0.22	
		東中学校	0.07~0.30	
		児童館ワンダーランド	0.11~0.25	
		第2保育所	0.13~0.22	
		吉川つばさ保育園	0.10~0.20	
		育暎保育園	0.10~0.20	
		永田公園	0.07~0.22	
		中井沼公園	0.13~0.23	
		沼辺公園	0.12~0.35	
		なまずの里公園	0.11~0.23	
		美南3丁目公園	0.18~0.22	
		美南4丁目公園	0.17~0.23	
		皿沼児童広場	0.15~0.25	
		中野2区児童広場	0.11~0.23	
		ネオポリス第3公園	0.16~0.23	
		アクアパーク	0.12~0.27	
		中曽根公園	0.10~0.23	
高富公園	0.14~0.20			
吉川中央緑地	0.08~0.39			
道庭緑地	0.12~0.26			

※1 放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染実施区域に設定

※2 市独自の基準により設定した除染箇所

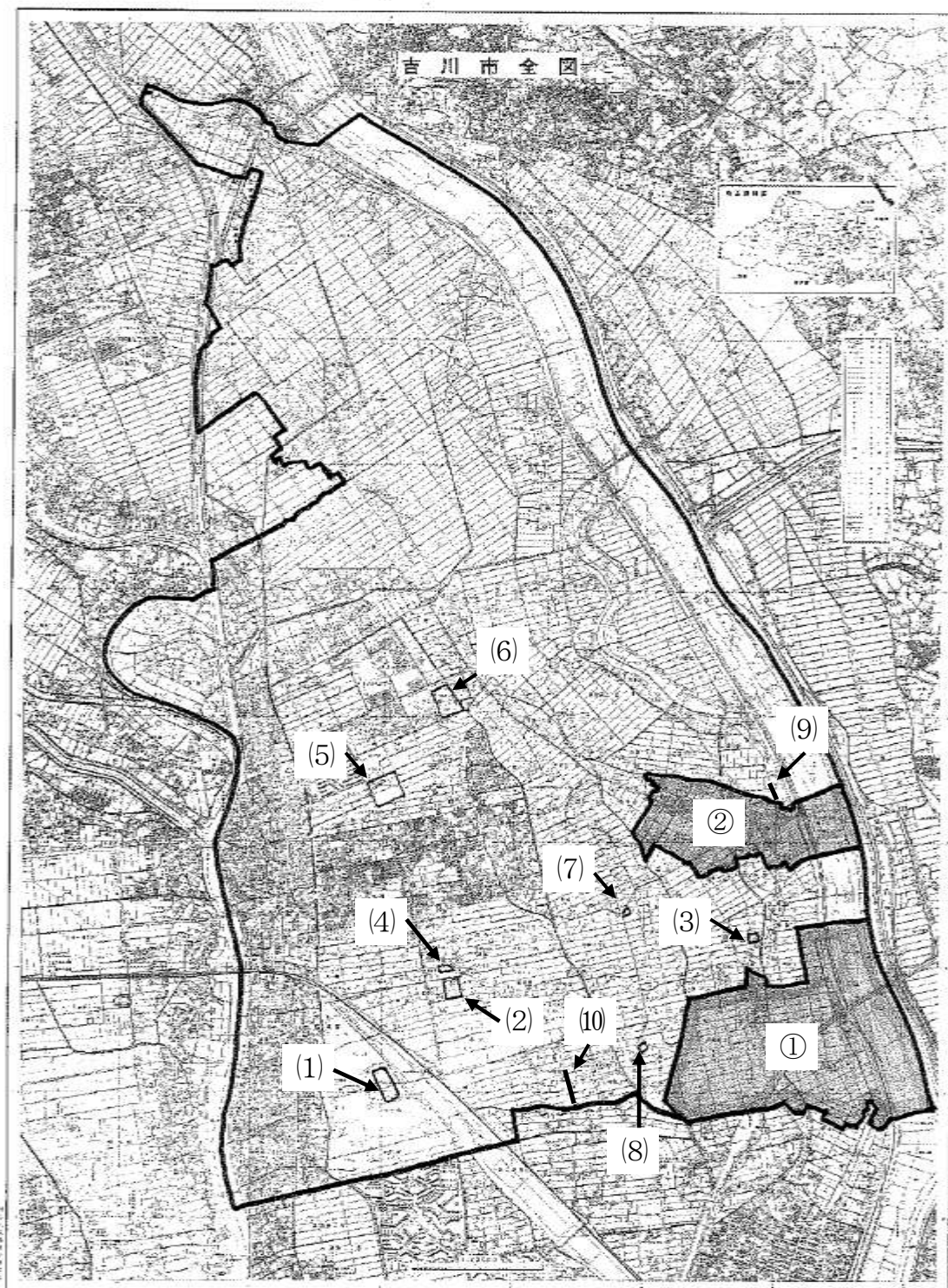


図1 除染実施区域の分布

(2 P※2の市独自の基準により設定した除染箇所は省略)

3 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域

除染対象	実施者
計画対象区域内の全ての市立小中学校・市立保育所・市公園	吉川市
計画対象区域内の全ての児童広場	吉川市 ※1
計画対象区域内の全ての私立幼稚園、私立保育園	吉川市 ※2
計画対象区域内の市が管理する河川敷運動場※3	吉川市
通学路（県道を除く）を含む道路	吉川市
通学路（県道三郷松伏線大字加藤地内の一部 350m）	埼玉県越谷県土整備事務所
常磐道法面	東日本高速道路株式会社

※1 土地の所有者と協議のうえ、了解を得た後、除染を実施してまいります。

※2 施設の所有者と協議のうえ、了解を得た後、除染を実施してまいります。

※3 市以外が所有する施設を市が占有しているもの。

4 除染の措置等の実施者が除染等の措置を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壌等の除染等の措置

除染実施区域内で除染を行う際には、国が示した「除染関係ガイドライン（平成 23 年 12 月 第 1 版）」（以下、「除染関係ガイドライン」という）及びこれを踏まえて策定された環境省が定める放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱（平成 23 年 12 月 22 日付環水大総発第 111222001 号。平成 24 年 4 月 1 日改定。）の内容に則って除染を行います（除染対象と主な除染措置の内容は下表のとおり）。

除染対象	内 容
小中学校、幼稚園、保育所	○側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去 ○庭等における表土等の除去 ○客土、圧密による原状回復 ○アスファルト等のブラシ洗浄、高圧洗浄 ○落葉の除去、除草
公園、児童広場、河川敷運動場	○側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去 ○庭等における表土等の除去 ○客土、圧密による原状回復 ○アスファルト等のブラシ洗浄、高圧洗浄 ○落葉の除去、除草
通学路を含む道路	○散水車及び清掃車によるブラッシング ○手作業によるブラシ洗浄 ○歩道洗浄、除草 ○泥等の掻き出し、除草 ○ブラシ洗浄 ○高圧洗浄（通学路のみ）

実施の際、除染が必要かつ合理的な範囲となるよう、詳細な測定を行い、線量の高いところを中心に、除染実施主体のほか、施設関係者等により十分協議した上で、適切なメニューを選択して除染を実施することとします。

あわせて、除染にあたっては、除去土壌等の発生抑制にも配慮します。

なお、除染実施前に空間線量率を測定し、その結果が本計画で定める除染の目安未満であった場合には、当該地点の除染は実施しません。

5 土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期

除染対象	平成23年度	平成24年度
小中学校、幼稚園、保育所	██████████	██████████
公園、児童広場、河川敷運動場	██████████	██████████
通学路を含む道路	██████████	██████████

6 除去土壌及び除染に伴い発生した廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関する事項

除染に伴って発生する除去土壌等については、「除染関係ガイドライン」に沿って除染対象敷地（施設）内において保管（現場保管）した後、処分することとします。

なお、除染対象敷地内で保管できない場合については、それぞれの除染実施主体が仮置き場を確保します。

また、その際には、「除染関係ガイドライン」に基づいて、それぞれの除染実施主体ごとに管理内容（保管方法、場所、量など）の記録をします。

参考 現場保管（地下保管）の方法（「除染関係ガイドライン」4-22～23）

遮へいと 隔離	<ul style="list-style-type: none"> 除去土壌の搬入後は、上面に汚染されていない土壌を入れた土嚢を置いて覆うか、あるいは覆土をします。土嚢あるいは覆土の厚さは30cm以上とします。この場合、民家など人の住んでいる建物との離隔距離をとる必要はありません。 上面の遮へいを行わない場合は、除去土壌は民家など人の住んでいる建物から1m以上離します。
飛散防止	<ul style="list-style-type: none"> 放射性物質が飛散しないように、口を閉じることができる土嚢袋やフレキシブルコンテナに入れ、口をしっかりと閉じます。土嚢袋等の容器に入れない場合は、防塵用のシートで包みます。
雨水等の 浸入防止	<ul style="list-style-type: none"> 防水性のあるシートで覆いをして、風で飛ばされないようにシートの端を留めます。土嚢やブロックなどを置いても構いません。 シートの上に雨水が溜まらないように、中央側を高くするようにします。
流出防止	<ul style="list-style-type: none"> 除去土壌を置く場所には防水性のあるシートを敷きます。除去土壌が防水性のフレキシブルコンテナ等に入れられている場合は、特段の措置は不要です。 除去土壌を置く際には防水シート等を傷つけないようにします。
監視	<ul style="list-style-type: none"> 除去土壌の覆土等が完了したら、校正されたガンマ線サーベイメータ（NaI、CsI シンチレーションサーベイメータ等）を用いて、除去土壌を置いた場所の中央（1カ所）と周辺4カ所から1m離れた場所の高さ1mの位置（4カ所）で空間線量率を測定し、その結果を記録します。 ただし、周辺から1m離れた場所で測定できない場合は、別の場所を選んで下さい。 測定した地点が分かるよう、略図を書いて記録しておいて下さい。
記録保存	<ul style="list-style-type: none"> 空間線量率の測定結果の記録は、除去土壌を運び出すまで保存します。

7 その他の事項

- (1) 特措法における基本的な考え方を踏まえ、できる限り早急な除染を実施していく中で、除染の進捗状況や除染方法の技術開発、国や県の方針等により、適宜、計画期間の見直しを行っていきます。
- (2) 除染実施計画は、策定、計画内容、計画期間の見直しに伴い、都度、公表していきます。
- (3) 除染後の除去土壌の保管場所については、定期的に空間放射線量率を測定します。
- (4) 空間放射線量率の測定結果、及び、除染の実施状況や除染による効果については、広報誌やホームページ等で随時公表します。
- (5) 市民による除染活動の支援
 - ・ 民有地については、所有者や管理者に除染をお願いすることになりますが、市民からの除染に関する相談窓口を設けるとともに、放射線量測定器の貸し出しなどを行ってまいります。また、自治会等が除染に取り組む場合などについては、助言などの支援を行ってまいります。
 - ・ 市民が除染を行う場合に参考となるよう策定した、「放射性物質除染作業マニュアル」(平成23年11月29日市長決裁)を必要な市民に配布してまいります。
 - ・ 今後も、刻々と変わる放射線関連情報については、広報誌、ホームページなどを活用し、積極的に市民に提供してまいります。